宇治市マンション管理計画の認定等に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、マンション管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)に基づく管理計画の認定等の実施に関して、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第110号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(管理計画の認定基準に係る適合確認)

第3条 法第5条の3第1項(法第5条の6第2項の規定により準用する場合を含む)に定める管理計画の認定の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、当該申請を行う前に、事前確認適合証(当該管理計画が法第5条の4各号に掲げる基準に適合することを示す書類であって、法第91条に規定するマンション管理適正化推進センターが発行するものをいう。)の交付を受けなければならない。

(認定の申請)

第4条 申請者は、規則第1条の2第1項に定める認定申請書(規則別記様式 第1号)の正本及び副本に、同項に規定する書類及び前条の規定により交付 を受けた事前確認適合証又はその写しを添えて市長に提出しなければならな い。

(認定の通知)

- 第5条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る管理計画が法第5条の4項に規定する認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとし、規則第1条の6に定める認定通知書(規則別記様式第1号の2)により、当該申請者に通知しなければならない。
 - 2 前項の認定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(認定の更新)

第6条 認定管理者等は、認定管理計画の更新をしようとするときは、規則第 1条の7に定める認定更新申請書(規則別記様式第1号の3)の正本及び副 本並びに認定管理計画の認定申請書の添付書類のうち更新に係るものを市長 に提出しなければならない。

(認定の更新の通知)

第7条 市長は、前条の申請があった場合において、前条の認定の更新申請の 内容が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするもとし、規則第 1条の8に定める認定更新通知書(規則別記様式第1号の4)により、当該 申請者に通知しなければならない。

(管理計画の変更)

第8条 認定管理者等は、認定管理計画の変更(規則第1条の9に規定する軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則第1条の10に定める変更認定申請書(規則別記様式第1号の5)の正本及び副本に認定管理計画の認定申請書の添付書類のうち変更に係るものを市長に提出しなければならない。

(変更の認定の通知)

第9条 市長は、前条の申請があった場合において、前条の変更認定申請の内容が認定基準に適合すると認めるときは、その認定をするもとし、規則第1条の11に定める変更認定通知書(規則別記様式第1号の6)により、当該申請者に通知しなければならない。

(認定しない旨の通知)

第10条 市長は、管理計画の認定申請、認定の更新申請又は変更認定申請に 係る管理計画が、認定基準に適合しないときは、マンション管理計画を認定 しない旨の通知書(別記様式第1号)により申請者に通知しなければならな い。

(申請の取下げ)

第11条 認定申請、認定の更新申請又は変更認定申請をした者で、市長の認定又は変更の認定を受ける前にその申請を取下げようとする者は、マンション管理計画の認定申請取下届(別記様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(管理の取りやめ)

第12条 認定管理者等は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめようとする場合は、認定管理計画に基づく管理計画認定マンションの管理を取りやめる旨の申出書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

- 第13条 市長は、必要があると認めるときは、法第5条の8の規定により、 認定管理者等に対し、管理計画認定マンションの管理の状況について報告を 求めることができる。
 - 2 認定管理者等は、市長が前項の規定に基づき報告を求めたときは、管理計画認定マンションの管理の状況に関する報告書(別記様式第4号)により報告しなければならない。

(改善命令)

第14条 市長は、認定管理者等が認定管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認めるときは、法第5条の9の規定により、当該認定管理者等に対し、認定管理計画に基づく管理に関する改善命令書(別記様式第5号)により命ずることができる。

(認定の取消し)

- 第15条 市長は、次に掲げる場合には、法第5条の10の規定により、第5条第1項の認定(第7条の更新の認定、第9条の変更の認定を含む。)を取り消すことができる。
- (1) 認定管理者等が前条の規定による命令に違反したとき。
- (2) 認定管理者等から、第12条に基づく管理を取りやめる旨の申し出があったとき。
- (3) 認定管理者等が不正の手段により第5条第1項の認定(第9条の変更の認定を含む)を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により認定を取消したときは認定管理計画の認定取消 通知書(別記様式第6号)により、当該認定管理者等であった者にその旨を 通知しなければならない。

(認定管理計画の公表)

第16条 申請者が、管理計画の認定を受けた際の公表に同意したときは、市 長は、当該管理計画認定マンションの名称、所在地、認定コード等を公表す ることができる。 (その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和6年1月4日から施行する。